

景観形成基準：一般景観ゾーン（重点景観ゾーンを除くゾーン）

行為	事項	森林景観ゾーン	山間部高原ゾーン	田園景観ゾーン	海辺とまち景観ゾーン
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観（色彩）の変更	位置・規模	(1) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること。 (2) 天然記念物などの優れた自然景観や歴史的景観資源等の景観保全に配慮した位置とすること。 (3) 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (4) 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。 (5) 周辺の山並み及び集落等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。			(1) 海辺や水辺、田園などの自然景観や歴史的資源等（以下、「海辺の自然景観等」という。）、天然記念物等の貴重な景観資源の景観保全に配慮した位置とすること。 (2) 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (3) 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。 (4) 街並みや集落が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。
	色彩	(1) けばけばしい色彩とせず(彩度 6 以下)、落ち着いた色彩を基調とし、山並みや田園景観、地域の歴史的資源など、周辺の景観資源との調和に配慮すること。 (2) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。 (3) 建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。			(1) 海辺の自然景観等に影響を与える位置の場合は、けばけばしい色彩とせず(彩度 6 以下)、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観資源との調和に配慮すること。「九十九島ゾーン」や天然記念物など貴重な景観資源周辺においては、茶系、黒系、グレー系、白系等落ち着いた色彩を基調とするなど、特に色彩に配慮すること。 (2) 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とすること。 (3) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。 (4) 建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。
	素材・材料	(1) 山並みや田園景観、地域の歴史的資源などの周辺景観との調和に配慮し、木材等、自然と調和する素材・材料を使用すること。			(1) 海辺の自然景観等に影響を与える位置の場合は、その景観との調和に配慮した素材・材料を使用すること。 (2) 隣接する建築物及び工作物との相互の調和に配慮した素材・材料の使用に努めること。
	遮へい又は敷地の緑化	(1) 建築物が山並み、田園等周辺景観と調和し、良好な自然景観の保全が図られるよう、植栽に当たっては、自然植生に考慮するとともに、既存の樹木等は、残すように配慮し、敷地内の樹木の配置及び樹種の構成を行うこと。 (2) 敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 (3) 駐車場を設置する場合は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。			(1) 周辺景観と調和し良好な景観の保全が図られるよう、既存の樹木等は、残すように配慮し、敷地内の樹木の配置及び樹種の構成を考慮した植栽を行うこと。 (2) 敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 (3) 駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。
2 工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観（色彩）の変更 【共通事項】	位置	(1) 天然記念物などの優れた自然景観や歴史的景観資源等の景観保全に配慮した位置とすること。 (2) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること。 (3) 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (4) 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。			(1) 天然記念物などの優れた自然景観や歴史的景観資源等の景観保全に配慮した位置とすること。 (2) 周辺の街並み等から突出することがないよう位置には十分配慮すること。 (3) 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (4) 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。
	色彩	(1) けばけばしい色彩とせず(彩度 6 以下)、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建築物等周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 色彩を組み合わせる場合は、工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。			(1) けばけばしい色彩とせず(彩度 6 以下)、落ち着いた色彩を基調とし、住宅地、田園、伝統的建築物等の周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 色彩を組み合わせる場合は、工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。

行為	事項	森林景観ゾーン	山間部高原ゾーン	田園景観ゾーン	海辺とまち景観ゾーン	
2 工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観(色彩)の変更 【共通事項】	素材・材料	(1) 山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。				
	遮へい又は敷地の緑化	(1) 工作物が山並み、田園等周辺景観と調和し、良好な自然景観の保全が図られるよう、植栽に当たっては、自然植生に考慮するとともに、既存の樹木等は、残すように配慮し、敷地内の樹木の配置及び樹種の構成を行うこと。 (2) 敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。			(1) 敷地内は、できる限り緑化するとともに、敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 (2) 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること。	
工作物 (個別事項)	・垣(生垣を除く。)、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの	色彩	(1) 垣、さく及び塀は、けばけばしい色彩とせず(彩度6以下)、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること。			
		材料・素材	(1) 垣、さく及び塀は、樹木(生垣)、木竹材、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は、周辺景観との調和に配慮した仕上げとなるように工夫すること。道路に面して設置するものにあつては、できる限り生垣を主体としたものとする事。 (2) 擁壁は、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。			
		緑化	(1) 垣、さく及び塀は、生垣にできない場合は、前面又は壁面を緑化すること。 (2) 擁壁は、前面又は壁面に修景緑化を図ること。			
	・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。) ・電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。) ・柱類(屋外広告物を除く。)	位置	(1) 目立つ位置への建設はできるだけ控えること。			
		敷地の緑化	(1) 道路から後退してできる空間や敷地の周囲は、常緑の中・高木を取り入れた樹木により、修景緑化を図ること。 (2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。			
	・観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	位置	(1) 目立つ位置への建設はできるだけ控えること。			
遮へい又は敷地の緑化		(1) 道路から後退してできる空間は、施設の規模に応じた樹木による修景緑化や周辺の道路等からの遮へいを行うこと。 (2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。				

行為		事項	森林景観ゾーン	山間部高原ゾーン	田園景観ゾーン	海辺とまち景観ゾーン
工 作 物 (個 別 事 項)	太陽光発電設備	位置・規模	(1) 天然記念物、寺社仏閣等の良好な景観資源及び集落等の景観に影響を与える位置は避けること。 (2) 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置、規模とすること。 (3) 山腹などの傾斜地に設置は避けること。 (4) 展望地からの眺望への影響を極力回避すること。 (5) 主要な道路からの眺望や周辺景観への影響等を低減するため、敷地境界からできるだけ後退させること。			(1) 海辺、寺社仏閣等の良好な景観資源、住宅地、集落等の景観に影響を与える位置は避けること。 (2) 地形や背景の田園などの眺望に配慮した位置、規模とすること。 (3) 展望地からの眺望への影響を極力回避すること。 (4) 主要な道路からの眺望や周辺景観への影響等を低減するため、敷地境界からできるだけ後退させること。
		形態	(1) 太陽光電池モジュールは、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用すること。 (2) 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。			
		色彩	(1) 太陽電池モジュールの色彩は黒色又は濃紺色もしくは低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。 (2) 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものとし、素材は低反射のものを使用すること。 (3) 分電盤等の付属設備は、周囲の景観と調和する色彩とすること。			
		その他	(1) 主要な展望地からの眺望や主要な道路などからの景観に配慮し、植栽等により修景を施すこと。 (2) 施設内配線及び発電所から電力系統へつなぐ電源線の地中化に努めること。 (3) 樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限とすること。			
	風力発電設備	位置・規模	(1) 高さは、30m 以下とし、大規模な風力発電設備の設置は避けること。 (2) 地形を活かし、見え方を最小化する位置とすること。 (3) 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮し、稜線を超えることがない位置・規模とすること。 (4) 地域の代表的な景観資源である寺社仏閣、天然記念物等の自然等の景観に影響を与える位置は避けること。 (5) 主要な展望地からの眺望への影響を極力回避すること。やむを得ず設置する場合は、高さを極力低くすること。 (6) 主要道路からの鳥海山の眺望景観に配慮し、主要道路（国道7号、県道、1・2級市道、高速道路）の道路境界から200m以上距離をとった位置とすること。 (7) 周辺の住宅等から500m以上距離をとった位置とすること。 但し、同位置に更新する際はこの限りではない。	(1) 地形を活かし、見え方を最小化する位置とすること。 (2) 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮し、稜線を超えることがない位置・規模とすること。（ただし、「風の見える丘ゾーン」を除く。） (3) 地域の代表的な景観資源である寺社仏閣、冬師湿原等の景観に影響を与える位置は避けること。 (4) 主要な展望地からの眺望への影響を極力回避すること。やむを得ず設置する場合は、高さを極力低くし、大規模な風力発電設備の設置は避けること。 (5) 周辺の住宅等から500m以上距離をとった位置とすること。 但し、同位置に更新する際はこの限りではない。	(1) 高さは、30m 以下とし、大規模な風車の設置は避けること。 (2) 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮し、稜線を超えることがない位置・規模とすること。 (3) 地域の代表的な景観資源である寺社仏閣、九十九島等の景観に影響を与える位置は避けること。 (4) 主要な展望地からの眺望への影響を極力回避すること。やむを得ず設置する場合は、高さを極力低くし、大規模な風力発電設備の設置は避けること。 (5) 周辺の住宅等から500m以上距離をとった位置とすること。 但し、同位置に更新する際はこの限りではない。	(1) 用途地域内（工業系は除く）は原則設置しない。 (2) 幹線道路、鉄道、高速道路などへ隣接する場合には、道路境界などからできる限り後退させ、高さに配慮すること。 (3) 地域の代表的な景観資源である寺社仏閣、由利海岸波除石垣等の景観に影響を与える位置は避けること。 (4) 主要な展望地からの眺望への影響を極力回避すること。やむを得ず設置する場合は、高さを極力低くし、大規模な風力発電設備の設置は避けること。 (5) 周辺の住宅等から500m以上距離をとった位置とすること。 但し、同位置に更新する際はこの限りではない。

行為		事項	森林景観ゾーン	山間部高原ゾーン	田園景観ゾーン	海辺とまち景観ゾーン
工 作 物 (個 別 事 項)	風力発電設備	色彩	(1) 支柱、ブレード、付帯設備等は周辺環境と調和する色彩とすること。 (2) 風力発電設備を複数設置する場合は、同色で統一すること。			
		その他	(1) 施設内配線及び発電所から電力系統へつなぐ電源線の地中化に努めること。 (2) 付帯設備は周辺環境と調和を考慮し緑化や目隠しを設置すること。 (3) 樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限とすること。			
3	屋外における物品 の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の位置及び方法	(1) 主要な展望地や道路から見えないような位置とすること。 (2) 敷地の境界から後退させ、かつ、集積又は貯蔵の高さをできるだけ低いものとし、積上げに際しては整然とした集積又は貯蔵とすること。			
		遮へい	(1) 敷地の周囲は、常緑の中・高木による修景緑化や周辺の道路等からの遮へいを行うこと。 (2) 遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 (3) 敷地の出入り口は、少なくすること。			
4	土石等の採取又は 鉱物の掘採	採取又は掘採の方法	(1) 採取又は掘採に当たっては、道路に面した裏側から採取又は掘採する等周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観への影響を緩和するように配慮すること。 (2) 行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること。			
		遮へい	(1) 行為中において、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること。 (2) 敷地の出入り口は、少なくすること。			
		事後措置	(1) 採取又は掘採後の法面等及び採取又は掘採に直接関係のない法面等は、周辺景観と調和するよう早期に緑化措置を講ずること。 (2) やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図ること。 (3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。			
5	土地の区画形質の 変更	変更後の形状	(1) 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形との調和が図られるように配慮すること。 (2) やむを得ず法面が生ずる場合は、緑化可能な勾配とすること。 (3) やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態とすること。			
		敷地の緑化 又は擁壁の 外観	(1) 行為地内の竹木は、保全するとともに、敷地の周囲は樹木等により、緑化すること。 (2) 法面又は擁壁を含めて構造物等が生ずる場合は、自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。また構造物等の前面又は壁面に、修景緑化を図ること。 (3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。			

景観形成基準：重点景観ゾーン

行為	事項	風に見える丘ゾーン	九十九島ゾーン
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観（色彩）の変更	位置	(1) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること。 (2) 天然記念物などの優れた自然景観や歴史的景観資源等の景観保全に配慮した位置とすること。 (3) 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (4) 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	(1) 天然記念物「象潟」九十九島の景観に影響を与える位置への建築物は原則設置しない。 (2) 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (3) 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。
	規模	(1) 周辺の自然景観が形成するスカイラインから突出しない高さとすること。	(1) 建築物の高さは13m以下とすること。
	形態	(1) 高原等の自然景観、牧場等に調和する形態・意匠とすること。	(1) 九十九島の景観を保全していくため、外壁においてはレンガ調、タイル調は避けること。 (2) 九十九島の景観と調和するよう屋根は寄棟、切妻屋根などの勾配屋根とするよう努めること。
	色彩	(1) けばけばしい色彩とせず(彩度6以下)、高原等の周辺の自然景観と調和した色彩とすること。 (2) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。 (3) 建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとすること。	(1) 外壁、屋根には、茶系、黒系、グレー系、白系等落ち着いた色彩を基調とすること。別紙1の色彩を推奨する。ただし、自然素材によるものはこの限りではない。 (2) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、建築物の外壁各面の10%以内とすること。 (3) 建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとすること。
	素材・材料	(1) 山並みや田園景観、地域の歴史的資源などの周辺景観との調和に配慮し、木材等、自然と調和する素材・材料を用いること。	
	遮へい又は敷地の緑化	(1) 建築物が山並み、田園等周辺景観と調和し、良好な自然景観の保全が図られるよう、植栽に当たっては、自然植生に考慮するとともに、既存の樹木等は、残すように配慮し、敷地内の樹木の配置及び樹種の構成を行うこと。 (2) 敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 (3) 駐車場を設置する場合は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。	
2 工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観（色彩）の変更 【共通事項】	位置	(1) 優れた景観資源や伝統的建造物等の景観保全に配慮した位置とすること。 (2) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること。但し物見塔及び風力発電設備においてはこの限りではない。 (3) 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (4) 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	(1) 天然記念物「象潟」九十九島の景観に影響を与える位置への工作物の設置は極力避けること。 (2) 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (3) 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。
	色彩	(1) 落ち着いた色彩を基調とし、高原等の周辺の自然景観と調和した色彩とすること。 (2) 色彩を組み合わせる場合は、工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。	(1) 工作物の表面は、茶系、黒系、グレー系、白系等落ち着いた色彩を基調とすること。別紙1の色彩を推奨する。ただし、自然素材によるものはこの限りではない。 (2) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、建築物の外壁各面の10%以内とすること。

行為		事項	風の見える丘ゾーン	九十九島ゾーン
2 工作物の新築、増築、改築若しくは移転 又は外観(色彩)の変更 【共通事項】		素材・材料	(1) 山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。	
		遮へい又は敷地の緑化	(1) 工作物が山並み、田園等周辺景観と調和し、良好な自然景観の保全が図られるよう、植栽に当たっては、自然植生に考慮するとともに、既存の樹木等は、残すように配慮し、敷地内の樹木の配置及び樹種の構成を行うこと。 (2) 敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。	
工作物 (個別事項)	・垣(生垣を除く。)、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの	色彩	(1) 垣、さく及び塀は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること	
		材料・素材	(1) 垣、さく及び塀は、樹木(生垣)、木竹材、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は、周辺景観との調和に配慮した仕上げとなるように工夫すること。道路に面して設置するものにあつては、できる限り生垣を主体としたものとする事。 (2) 擁壁は、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。	(1) 垣、さく及び塀は、樹木(生垣)、木竹材、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は、周辺景観との調和に配慮した仕上げとなるように工夫すること。天然記念物「象潟」九十九島に近接又は道路に面して設置するものにあつては、できる限り生垣を主体としたものとする事。 (2) 擁壁は、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。
		緑化	(1) 垣、さく及び塀は、生垣にできない場合は、前面又は壁面を緑化すること。 (2) 擁壁は、前面又は壁面に修景緑化を図ること。	
	・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。) ・電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。) ・柱類(屋外広告物を除く。)	位置	(1) 目立つ位置への建設はできるだけ控えること。	(1) 当該ゾーン内への設置は極力避けること。やむを得ず設置する場合は、天然記念物「象潟」九十九島の景観に影響を与える位置は避け、極力目立たない位置へ設置すること。
		規模		(1) やむを得ず設置する場合は、高さは13m以下とすること。但し、電柱、鉄塔、アンテナ等で、機能的な理由によりやむを得ず13m以上の高さが必要なものは、この限りではない。
		敷地の緑化	(1) 道路から後退してできる空間や敷地の周囲は、常緑の中・高木を取り入れた樹木により、修景緑化を図ること。 (2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	
	・観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	位置	(1) 当該ゾーン内への設置は極力避けること。ただし、営農に関わるものはこの限りではない。 (2) やむを得ず設置する場合は、極力目立たない位置へ設置すること。	(1) 当該ゾーン内への設置は極力避けること。やむを得ず設置する場合は、天然記念物「象潟」九十九島の景観に影響を与える位置は避け、極力目立たない位置へ設置すること。
		規模	(1) やむを得ず設置する場合は、高さは13m以下とすること。	
		遮へい又は敷地の緑化	(1) 道路から後退してできる空間は、施設の規模に応じた樹木による修景緑化や周辺の道路等からの遮へいを行うこと。 (2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	
	自動販売機	位置、色彩、光源	(1) 野立ての自動販売機の設置は避けること。 (2) 色彩は、周辺の建築物等と調和させること。 (3) 光源は最低限のものに抑えること。	

行為		事項	風に見える丘ゾーン	九十九島ゾーン	
工 作 物 (個 別 事 項)	太陽光発電設備	位置・規模	(1) 天然記念物、寺社仏閣等の良好な景観資源及び集落等の景観に影響を与える位置は避けること。 (2) 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置、規模とすること。 (3) 山腹などの傾斜地に設置は避けること。 (4) 展望地からの眺望への影響を極力回避すること。 (5) 主要な道路からの眺望や周辺景観への影響等を低減するため、敷地境界からできるだけ後退させること。	(1) 当該ゾーン内は原則設置しない。	
		形態	(1) 太陽光電池モジュールは、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用すること。 (2) 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。		
		色彩	(1) 太陽電池モジュールの色彩は黒色又は濃紺色もしくは低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。 (2) 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものとし、素材は低反射のものを使用すること。 (3) 分電盤等の付属設備は、周囲の景観と調和する色彩とすること。		
		その他	(1) 主要な展望地からの眺望や主要な道路などから景観に配慮し、植栽等により修景を施すこと。 (2) 施設内配線及び発電所から電力系統へつなぐ電源線を地中化すること。 (3) 樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限とすること。		
	風力発電設備	位置・規模	(1) 設備を新設する際は、既存施設とのバランスに留意し、過密した景観とならないよう配慮すること。 (2) 市街地からの眺望及び鳥海山の稜線に配慮すること。 (3) 周辺の住宅等から 500m 以上距離をとった位置とすること。但し、同位置に更新する際はこの限りではない。	(1) 当該ゾーン内は原則設置しない。	
		色彩	(1) 支柱、ブレード、付帯設備等は周辺環境と調和する色彩とすること。 (2) 風力発電設備を複数設置する場合は、同色で統一すること。		
		その他	(1) 施設内配線及び発電所から電力系統へつなぐ電源線を地中化すること。 (2) 付帯設備は周辺環境と調和を考慮し緑化や目隠しを設置すること。 (3) 樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限とすること。		
	3	屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の位置及び方法	(1) 主要な展望地や道路から見えないような位置とすること。 (2) 敷地の境界から後退させ、かつ、集積又は貯蔵の高さをできるだけ低いものとし、積上げに際しては整然とした集積又は貯蔵とすること。	(1) 当該ゾーン内での物品の集積又は貯蔵は極力避けること。 (2) やむを得ず物品の集積又は貯蔵を行う際は、以下の措置を講ずること。 ・主要な展望地から見えないような位置とすること。 ・主要道路の路肩から 20m 以上、それ以外の道路の路肩から 5m 以上離すこと ・敷地の境界から 5m 以上後退させ、かつ、集積又は貯蔵の高さ、面積を極力小さくし、高さは 2m を超えないものとする。 ・積上げに際しては整然とした集積又は貯蔵とすること。

行為	事項	風の見える丘ゾーン	九十九島ゾーン
3 屋外における物品の集積又は貯蔵	遮へい	(1) 敷地の周囲は、常緑の中・高木による修景緑化や周辺の道路等からの遮へいを行うこと。 (2) 遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 (3) 敷地の出入り口は、少なくすること。	
4 土石等の採取又は鉱物の掘採	採取又は掘採の方法	(1) 採取又は掘採に当たっては、道路に面した裏側から採取又は掘採する等周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観への影響を緩和するように配慮すること。 (2) 行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること。	(1) 当該ゾーン内での土石等の採取又は鉱物の掘採は極力避けること。 (2) やむを得ず石等の採取又は鉱物の掘採を行う場合は、以下の措置を講ずること。 ・採取又は掘採に当たっては、道路に面した裏側から採取又は掘採する等周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観への影響を緩和するように配慮すること。 ・行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること。
	遮へい	(1) 行為中において、高原の自然等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること。 (2) 敷地の出入り口は、少なくすること。	(1) 行為中において、九十九島の景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること。 (2) 敷地の出入り口は、少なくすること。
	事後措置	(1) 採取又は掘採後の法面等及び採取又は掘採に直接関係のない法面等は、周辺景観と調和するよう早期に緑化措置を講ずること。 (2) やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図ること。 (3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	
5 土地の区画形質の変更	変更後の形状	(1) 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形との調和が図られるように配慮すること。 (2) やむを得ず法面が生ずる場合は、緑化可能な勾配とすること。 (3) やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態とすること。	(1) 当該ゾーン内での土地区画形質の変更は極力避けること。 (2) やむを得ず土地区画形質の変更を行う際は、以下の措置を講ずること。 ・極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形との調和が図られるように配慮すること。 ・やむを得ず法面が生ずる場合は、緑化可能な勾配とすること。 ・やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態とすること。
	敷地の緑化又は擁壁の外観	(1) 行為地内の竹木は、保全するとともに、敷地の周囲は樹木等により、緑化すること。 (2) 法面又は擁壁を含めて構造物等が生ずる場合は、自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。また構造物等の前面又は壁面に、修景緑化を図ること。 (3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

別紙1 九十九島ゾーン推奨色

	区分	色相	明度	彩度
建築物	外壁色	5YR~2.5Y	8以下	2以下
		5YR~10YR	6以下	4以下
	屋根色	7.5Rから7.5YR	4以下	4以下
工作物		5YR~2.5Y	8以下	2以下
		5YR~10YR	6以下	4以下

※マンセル表色系 (JISZ8721)

7.5R	10R
2.5YR	5YR
7.5YR	10YR
2.5Y	<p>建築物外壁色、工作物の色彩 ■</p> <p>建築物屋根色 ■</p>

参考1: マンセル表色系とは

◆「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相 (いろあい)」、「明度 (あかるさ)」、「彩度 (あざやかさ)」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

◆色相 (しきそう) は、「いろあい」を表し、10種の基本色 (赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット (R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP) とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

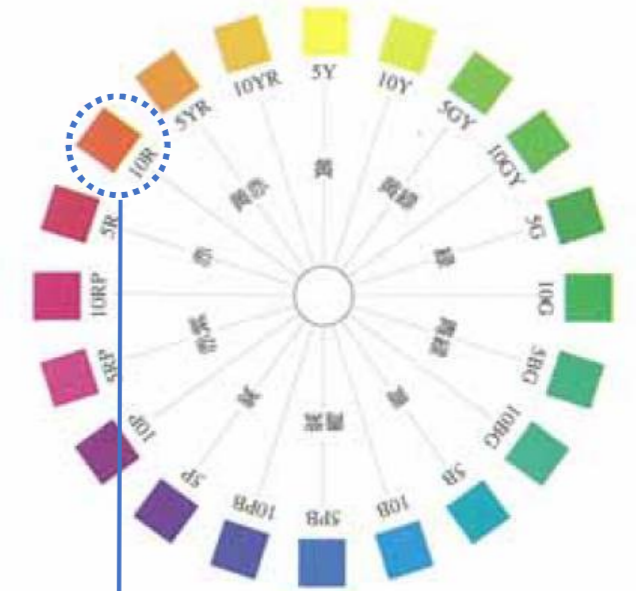


図-2 マンセル20色相環

出典: 秋田県の景観を守る条例 届出行為景観保全基準色彩ガイドラインの解説

◆明度 (めいど) は、「明るさ」を0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。(最も明るい白は、明度9.5程度、最も暗い黒は、明度1.0程度)

◆彩度 (さいど) は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なります。

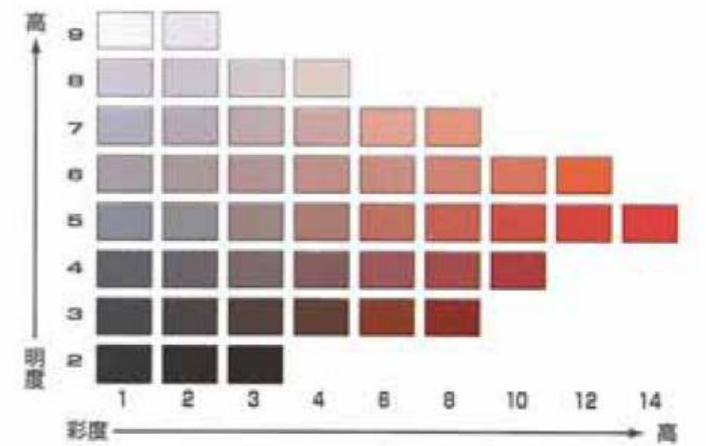


図-3 色相10Rでの明度・彩度表

出典: 秋田県の景観を守る条例 届出行為景観保全基準色彩ガイドラインの解説

◆秋田県の景観を守る条例 届出行為景観保全期基準ガイドラインにおいては、「けばけばしい色彩」を避けるためには、「彩度6以下 (樹木の緑の彩度以下)」とするよう定められています。